

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とするものとする。 (第一条関係)

二 名称

この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構とするものとする。 (第二条関係)

三 機構の目的

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより

、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とするものとする。 (第三条関係)

四 事務所

機構は、主たる事務所を東京都に置くものとする。 (第四条関係)

五 資本金

機構の資本金は、第六の二、三及び四の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができるものとする。 (第五条関係)

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くものとともに、役員として、理事五人以内を置くことができるものとする。 (第六条関係)

二 理事の職務及び権限

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理するものとする。)

第七条第一項関係)

三 役員任期

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とするものとする。 (第八条関係)

四 役員及び職員の秘密保持義務等

機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとともに、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならず、その職を退いた後も、同様とするものとする。 (第九条関係)

五 役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。 (第十条関係)

第三 業務等

一 業務の範囲

機構は、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十一条第一項関係)

- 1 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。
- 2 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。
- 4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。
- 5 障害者職業能力開発校の運営を行うこと。
- 6 納付金関係業務並びに障害者の雇用の促進等に関する法律第七十二条第三項、第七十二条第一項及び第七十四条第一項に規定する業務を行うこと。
- 7 障害者となった労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主に対して給付金を支給すること。
- 8 障害者の技能に関する競技大会を開催すること。

9 1から8までの業務に附帯する業務を行うこと。

二 業務の委託

機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、一に規定する業務のうち必要な業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができるとするとともに、業務の委託を受けた法人又は金融機関（以下「受託法人等」という。）の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。こと。（第十二条関係）

三 区分経理

機構は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。こと。（第十三条関係）

四 利益及び損失の処理の特例等

機構の利益及び損失の処理について所要の特例等を設けるものとする。こと。（第十四条関係）

第四 雑則

一 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動等の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第三の一の1から7までに掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができるものとする。 (第十五条第一項関係)

二 報告及び検査

厚生労働大臣は、受託法人等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託法人等の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。 (第十六条第一項関係)

三 職業能力開発促進法の適用の特例

機構が行う第三の一の5に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二第一項、第二項及び第四項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなすものとする。 (第十九条関係)

四 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、機構の役員及び職員には適用しないものとする。 (第二十条関係)

五 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に掲げる職員には該当しないものとする。 (第二十一条関係)

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。 (第二十二条から第二十四条まで関係)

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、六、七及び八の一部に掲げる規定は、平成十五年十月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 国の権利義務の承継等

機構の成立の際、第三の一の三に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定め

るものは、機構の成立の時に於いて機構が承継するものとし、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 (附則第二 条関係)

三 日本障害者雇用促進協会の解散等

日本障害者雇用促進協会は、機構の成立の時に於いて解散するものとする。同時に、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継するものとし、その承継の際、機構が承継する資産の価額 (納付金関係業務に係る積立金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。) から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 (附則第二 条関係)

四 中央高年齢者等雇用安定センターの権利義務の承継等

中央高年齢者等雇用安定センターが機構の成立の時に於いて現に有する権利及び義務のうち、雇用安定事業関係業務の遂行に伴い中央高年齢者等雇用安定センターに属するに至ったものは、機構の成立の

時において機構が承継するものとし、その承継の際、機構が承継する資産のうち政令で定める価額に相当する金額から承継する負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。
。（附則第四条関係）

五 業務の特例

機構は、当分の間、第三の一に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができるものとする。
こと。（附則第五条第一項関係）

- 1 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して報奨金を支給すること。
- 2 1の業務に附帯する業務を行うこと。

六 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正

障害者の雇用の促進等に関する法律について、日本障害者雇用促進協会の組織規定を削除する等の改正を行うものとする。（附則第六条関係）

七 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律について、中央高年齢者等雇用安定センター及び都道府県高

年齢者等雇用安定センターに係る指定法人制度の規定を削除する等の改正を行うものとする。 (附則第七条関係)

八 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に關し必要な経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとする。 (附則第八条から第十九条まで関係)